

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月20日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

1 包括外部監査の特定事件

令和4年度

「産業振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

## 令和4年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和3年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>A 総論</b>						
意見	<p>①成果指標と活動指標について 新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標は、現状や課題の分析から県が目指すべき姿を考え、それを実現するための施策の具体的な成果や活動を示すものとして設定されている。しかし、一つの施策に複数の事業がぶら下がっているものも多く、新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が、必ずしも、一つ一つの実施事業を評価するための指標として適しているとは言えない。</p> <p>個々の事業を適切に評価するためには、事業単位で定量的・直接的な指標を設定すべきである。</p>	P27 ～ 29	措置 対応中	新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が個々の事業の評価に適さない場合には、御意見の趣旨を踏まえ、事業計画の立案や予算編成作業等を通じて、事業単位で定量的・直接的な評価が可能となるような、固有の指標の設定に努める。	令和6年 2月	政 策 管理局
意見	<p>②チェックリストの活用について 事業者等に対して補助金を交付する事業では、交付された補助金が事業者等によって適切に活用されているかどうかを確認することが重要であるが、確認すべき内容を漏らさないためには、チェックリストの活用が有効である。</p> <p>今回の監査対象事業の中で、既にチェックリストを活用していた事業もあったが、課内で一定の条件に該当する事業に対して一律に導入するような運用が行われているわけではなく、事業の担当者が交替した時に異動前の部署で使っていたものを取り入れた、といったような属人的な導入・運用が多かった。</p> <p>特に金額的重要性の高い案件については、チェックリストの活用を全庁的に横展開していくことを検討すべきである。</p>	P29, 30	措置 完了	<p>補助金事務の適正な執行を図るため、令和4年12月に、経済産業部の本庁及び出先機関に対し、各事業で共通的に使用できる補助金執行チェックリストを配付し、活用を促すとともに、執行に当たって留意すべき点などをとりまとめ、注意喚起を図ったところである。</p> <p>今後も、チェックリスト等を活用し、適切な補助金事務の執行に努めていく。</p>	令和4年 12月	政 策 管理局

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p>③国の補助制度の活用について 事業 No. 30（県単独水産業振興事業費助成）において、2つある事業メニューのうち、水産資源課所管の「静岡県漁業無線局整備事業費助成」では、漁業無線局施設の整備に、一見、漁業とは関係がなさそうな防衛省の「チャーリー水域等周辺漁業用施設（漁業用無線）設置助成事業」を活用することを県（担当課）が静岡県無線漁業協同組合に提案し、水産庁よりも高い補助を受けることに成功している。これは、国の補助制度をうまく活用した好事例と言える。</p> <p>民間企業の中には、自社に使えるような補助金を各方面から見つけ出す担当者を置いている会社があるが、県・経済産業部などにも国の補助制度を研究し、庁内の担当部署や、県内の民間企業や関係機関に情報発信する担当者を設置するような取組を検討しても良いのではないかと思われる。</p>	P30	措置完了	<p>国の制度に関する情報については、各事業担当課が、随時、関係省庁と連携を図り、収集に努めている。また、政策管理局においても、当初予算や補正予算の編成の際には、国の動向や各種の地方公共団体向けの補助制度に関する情報を収集し、各局と共有を図っている。</p> <p>県内事業者、関係機関に向けては、農林事務所や商工団体、中小企業支援団体等を通じて情報発信に努めている。</p> <p>引き続き、国からの情報収集と発信に努め、国の制度を最大限活用できるよう取り組んでいく。</p>	令和5年 3月	政 策 管理局
意見	<p>④間接経費の管理方法について 事業の支出額には、事業に固有に発生する直接経費と部門内で共同的に発生する間接経費がある。国からの補助事業については、その事業に要した経費を厳密に集計する必要がある一方で、県単独の事業については、手間をかけて間接経費を事業単位に厳密に配分しても、それによって得られる成果は少なく、逆に、事業固有の予実管理が曖昧になるという問題を生んでいる。</p> <p>根本的には、部門全体の間接経費は個別の事業とは別にまとめて管理し、個別の事業に対しては事業固有の直接経費だけを集計するような管理方法に変えるのが望ましいが、これは全庁的に見直す必要がある。</p> <p>一方、各所管課は、現状の枠組の中では、経費の事業別配賦計算資料において直接経費と間接経費を明確に区分した上で、間接経費</p>	P30, 31	措置困難	<p>歳出予算は事業単位で執行・管理することが基本であることから、執行した経費は、直接経費だけでなく間接経費についても個別の事業に配分する必要がある。このため、間接経費だけをまとめて配分・管理することは困難であると考えている。</p> <p>間接経費については、経費と事業の関連の度合いに応じて、事業ごとに配分することで、予実管理の明確化に努める。</p>	令和5年 3月	政 策 管理局

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	は、関連性の強い事業にできるだけまとめて配賦し、複数の事業に細かく配分しないようにするなどの対応を検討すべきである。					
<b>B-01 マリンバイオ産業振興事業費</b>						
意見	①契約書に貼り付ける印紙について 当事業の大学等研究機関との請負契約では、完成を約する請負契約ではないことから印紙の貼り付けは不要であるが、印紙を添付している大学があるので、相手にその旨を伝えても良いのではと考える。	P36	措置完了	研究委託先である大学等研究機関に対し、契約書への印紙貼付は不要な旨を伝えた。	令和5年 4月	産業イノベーション推進課
意見	②MaOI 機構に対する補助金の支出状況の確認について 担当課は、MaOI 機構に対する補助金が適正に活用されているかどうかを支出内容から検証し、経理処理だけでなく、同機構の管理体制全般を指導・監督すべき立場にあるが、次のような見直しを検討すべきである。 ア. 補助金の概算払の時期や回数は、相手先の都合（特に資金繰り）によるところが大きいが、担当課として、概算払の時期と関係なく、定期的に中間検査を行う体制にする イ. 中間検査や年次報告書の確認などについて、マニュアルや確認すべき事項をリストアップしたチェックリストを用意し、実際に確認作業を行った際には、その結果がチェックリストに記録されるようにすることで、一定の管理レベルを維持できるようにする	P36, 37	検討中	定期的に中間検査を行うための体制や、中間検査及び年次報告書確認のためのマニュアル、チェックリスト、検査内容等の記録の作成など、機構に対する管理レベルを維持するための方策を検討中である。	令和5年 10月	産業イノベーション推進課
<b>B-07 ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費</b>						
意見	①コーディネータの活動記録のデータベース化について 当事業では3人のコーディネータが活動しており、その活動記録は、「CNF コーディネータ業務日報」という所定の書式で作成され、県担当者に対して電子メール	P65	措置完了	コーディネータが企業訪問計画を作成し、県と各コーディネータで事前に共有することとしたほか、月次のコーディネータ会議で訪問実績等を報告することとしており、	令和5年 3月	新産業集積課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>で提出・報告されている。報告内容は、訪問した企業とのやり取りがかなり細かく記録されており、丁寧に作成されていることが確認できる。しかしながら、これらのデータは、データベース化されおらず、個々にワードファイルで作成されているのみで、誰が、いつ、どの会社に行ったのか、という情報の一覧性がない。</p> <p>そのため、1つの会社に2人のコーディネータが別々に訪問してしまうことが実際に起きており、将来、コーディネータが交替した際に前任者が訪問した記録が分かりにくいという状況が予想される。</p> <p>コーディネータの活動記録をデータベース化して、県とコーディネータ間の情報共有ができるような体制を検討すべきである。</p>			<p>コーディネータ間の情報共有ができる体制とした。</p> <p>活動記録のデータベース化については、既存の企業訪問一覧に情報を集約し、県とコーディネータ間で共有していく。</p>		
意見	<p>②当事業固有の活動指標・成果指標について</p> <p>当事業の事業評価の活動指標としては、コーディネータの企業訪問回数や展示会開催回数、成果指標としては、静岡大学との共同研究やコーディネータによる企業マッチング、又は補助金を利用して試作開発された、CNF製品の事業化件数が考えられる。</p>	P65	措置完了	<p>静岡県の総合計画（後期アクションプラン）において、「CNFの試作品開発等支援件数」や「中核人材育成数」を活動指標に、「CNF分野における事業化件数」を成果指標に設定している。</p>	令和5年 3月	新産業集積課
<b>B-08 EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費</b>						
意見	<p>①当事業固有の活動指標・成果指標について</p> <p>当事業の事業評価の活動指標としては、県内中小企業への助成金交付件数や講座・展示会開催件数、成果指標としては、助成やビジネスマッチングによる事業化件数などが考えられる。</p>	P70	措置完了	<p>静岡県の総合計画（後期アクションプラン）において、「次世代自動車の試作品開発支援件数」や「中核人材育成数」を活動指標に、「次世代自動車分野における事業化件数」を成果指標に設定している。</p>	令和5年 3月	新産業集積課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-13 先端企業育成プロジェクト推進事業費助成</b>						
意見	<p>①応募企業を増やす取組について</p> <p>当事業は、県内の中堅・中小企業と産総研との共同研究等を支援しているが、産総研は、我が国最大級の公的研究機関であり、県内企業の先端的な研究開発や事業化の後押しになることが期待される。</p> <p>しかし、当事業の助成金申請のための応募件数と助成金交付の採択件数を比較すると、その応募件数は決して多くない。県内中小企業に研究開発の助成をすることによって継続性の高い産業構造を構築するには、より多くの企業から当該助成金申請への活発な応募があることが望ましい。</p> <p>そのためには、県内企業に対して、当事業のことや、産総研がどのような機関で、産総研との共同研究によって、どのような効果が期待されるのかについて周知すると同時に、過去の実績を積極的に情報提供することが重要であると考え。また、産総研と県内企業との共同研究等の話は、必ずしも、県が介在するとは限らず、直接的に行われることもあるので、産総研側から県内企業に対して当事業の助成制度を積極的に案内してもらい、産総研の担当者に対しても当事業の制度を十分周知することも効果的ではないかと考える。</p>	P92	措置完了	<p>県内企業の産総研との協業の促進のため開催している「産総研シーズウェビナー」では、従前は技術講演中心の内容で行っていたが、令和4年度から産総研の紹介や連携体制構築方法の紹介をテーマとする講演を盛り込んだ。</p> <p>また、産総研の研究者やコーディネータを対象とした、当課からの制度説明会を開催した。</p> <p>そのほかにも、産総研の連携推進担当者と県内企業の訪問も行った。</p> <p>産総研の研究者等を対象とした制度説明会等は令和5年度も継続して取り組むこととする。</p>	令和5年 3月	新産業 集積課
<b>B-14 静岡型航空産業育成事業費助成</b>						
意見	<p>①設備導入補助金のフォローについて</p> <p>当事業のメニューのうち、設備投資の補助金については、航空機産業以外での使用も懸念されることから、審査において使用目的などを詳細に検証し、その後も実施主体の財団において、導入した設備の使用状況等を毎年確認しているということであるが、県におい</p>	P96, 97	措置完了	<p>財団から各企業に対して事業終了後5年間提出を義務付けている成果報告書に、導入した設備の使用状況について記載を求めることとした。当該成果報告書は財団から県に報告することとしており、県においてチェックを行う。</p>	令和5年 3月	新産業 集積課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>ても交付時の確認だけでなく、財団からの報告等により交付した後も継続して設備の使用状況等をチェックする必要がある。</p> <p>この点、担当課の管理ファイルには、特に、財団からの設備の使用状況（航空機部品の製造状況）に関する報告書類や確認した形跡はなかった。</p> <p>当事業の目的が、県内中小企業の航空機産業からの受注増加であることや、3つの補助金メニューの中でも1社当たりの補助額が大きく、不正リスクも高いことから、県としても財団におけるチェックを検証する意味で、年度末の実績報告に加えて、設備の使用状況の確認報告を求めるべきである。</p>					
<b>B-16 畜産振興対策事業費助成</b>						
意見	<p>①成果のPRについて</p> <p>家畜共同育成場では、酪農家から預かっている子牛を飼育しているだけではなく、乳牛になるために人工授精を行い、出産が近くなった状態で酪農家の元に戻し、出産後、しばらくすると、生まれた子牛がまた育成場に預けられるというサイクルになっている。</p> <p>そのため、酪農家からは預けた牛が受胎して母牛となって戻ってくることを期待されている。したがって、牛の受胎率は、家畜共同育成場および指定管理者に対する重要な評価指標になると考えるが、県の内部の事業説明資料や酪農家向けのパンフレットにも受胎率の状況は示されていない。</p> <p>家畜改良事業団による受胎成績調査によると、平成30年の受胎率は全国平均で45.9%と公表されており、県の家畜共同育成場の実績は全国平均をかなり上回っている状況が確認できることから、もっと積極的に成果としてPRしてもいいのではないかと考える。</p>	P106, 107	措置完了	<p>家畜共同育成場の指定管理者である静岡県畜産協会において、預託希望者の集客活動を行う際に、成果PRを行った。</p> <p>引き続き指定管理者を通じて、受胎成績を情報提供しながら、利用者の獲得につなげていく。</p>	令和5年 3月	畜産 振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p>②変動委託料について</p> <p>委託料のうち、指定管理者である(公社)静岡県畜産協会に支払う変動委託料については、預託牛の延頭数に単価(105円/日)を乗じて算定している。</p> <p>預託牛の延頭数は指定管理者から毎月提出される報告書により確認しているが、報告書に記載された頭数が適正か否かを県側でチェックする体制が構築されていない。したがって、万が一頭数の報告に誤りがあった場合に、誤って報告された頭数に応じて変動委託料の支払が行われてしまうおそれがある。</p> <p>この点について、例えば、年に1・2回程度の頻度で構わないので、報告された預託牛と実際に牧場にいる預託牛との照合作業を行うことにより、県側で報告内容の検証を実施していることを指定管理者側に示すことは管理体制として有用と思われる。</p>	P107	措置完了	<p>県担当者が牧場現地にて報告頭数との整合性を確認した。</p> <p>牧場現地に保管されている頭数管理簿と飼育されている預託牛の突合を行い、適正に預託頭数が管理され、指定管理者から報告される預託頭数に間違いがないことを確認した。</p> <p>令和5年度以降も定期的に現地での頭数確認を実施する。</p>	令和5年 3月	畜産 振興課
<b>B-17 豚熱防疫体制強化事業費</b>						
意見	<p>①消毒ポイントでの車両消毒作業の委託契約について</p> <p>担当課では、消毒ポイントでの車両消毒作業について、9者に対して、毎月、委託契約を締結しているため、年間契約にすれば9回で済むものを年間108回も行っている。</p> <p>このような非効率な状況になっている原因は、作業を実施する日を指定して契約をしようとして、委託先で月間のスケジュールを調整する都合上、委託先が月単位での契約を希望していることによるものである。</p> <p>この点、委託契約は年間単位で締結し、月単位でスケジュールを調整できるように契約内容を変更することにより、業務の効率化を図ることを検討すべきである。</p>	P112, 113	措置不要	<p>事業内容の変更により、消毒ポイントの設置を終了したため、令和5年度から、年間単位で契約を行う業務が完了したが、今後同様の事業を行う場合、意見を踏まえた契約方法を検討する。</p>	令和5年 3月	畜産 振興課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p>②検査に関わる職員との契約について</p> <p>当事業は、豚熱の発生に伴い令和元年度から突発的に開始された事業であり、捕獲したイノシシからの検体の検査などを行う職員を臨時的に会計年度任用職員として3人採用して対応している。</p> <p>うち1人は、獣医師や臨床検査技師などの専門資格を必要としており、採用される側にとっても、単年度契約という不安定な立場であるため、適格者を採用するのはなかなか容易ではない。今後、豚熱が短期的に収束してくれればいいが、長期化するようであれば、職員の人員配置等を見直さないと、当事業の継続が困難になるおそれがある。会計年度任用職員の継続任用という方法だけで乗り切れるかどうか、慎重に検討しておくべきである。</p>	P113	措置 対応中	豚熱の検査数の見込みが不明であるが、検査件数の推移を見極めながら、職員の人員配置の見直しを検討していく。	令和6年 3月	畜産 振興課
<b>B-19 農業振興資金利子補給金</b>						
意見	<p>①農業近代化資金のチェックリストについて</p> <p>農業近代化資金に関する事務手続については、県内7つの農林事務所が金融機関の窓口となり、農業者からの申請に対して資格要件や提出書類などに不備がないかなどを事前に確認している。</p> <p>今回の監査において、7つの農林事務所で利用しているチェックリストを入手して内容を確認したが、各農林事務所でチェック項目や様式が異なっていた。</p> <p>同一の業務に対して、地区によってチェック内容や事務レベルが異なるというのは適切ではなく、事務効率の観点からも様式を統一させておいた方が望ましい。</p>	P121, 122	措置 完了	<p>各農林事務所のチェック項目を統一するために、チェックリストのひな形を作成し、農林事務所担当者が閲覧可能な農業制度資金Q&amp;Aデータベースへ掲載した。</p> <p>同一の業務に対するチェック内容や事務レベルの地区による偏りを排し、利用者にとっての公平性を確保した。</p>	令和5年 3月	農業 ビジネス 課
<b>B-20 ChaOIプロジェクト推進事業費</b>						
意見	<p>①ChaOIフォーラム事務局運営業務委託契約について</p> <p>ChaOIフォーラム会員は、コーディネーターが相談対応をす</p>	P127, 128	措置 完了	令和5年度の業務開始にあたり、相談案件対応数やマッチング数などの活動指標となる目標値	令和5年 4月	お茶 振興課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>る中で、加入促進を図っているが、令和3年度は1,894件の事業化支援等の相談に対応し、令和2年度の対応件数の約3倍に増えている。</p> <p>3人のコーディネーターは、それぞれ得意とする専門分野が分かれているため、相談業務を地域別に担当を分割して業務量の均等化を図るような業務配分をすることが難しい。そのため、特定のコーディネーターに相談業務が集中し、過重労働が発生するリスクがある。したがって、担当課としては、計画段階で、コーディネーター等の業務時間を入念に見積もって、各コーディネーターの相談案件数や業務時間数に関する基準値（上限値）を設けて、基準値を超えないようにモニタリングや調整をしながら、活動の規模を拡大していくべきである。</p>			<p>（上限値）を設けた。</p> <p>これら活動指標に関する各コーディネーターの実績を毎月確認し、目標値を大幅に超過しないよう、モニタリングや調整をしながら、活動を進めていく。</p>		
<b>B-21 農業関係団体事業費助成</b>						
指摘	<p>①補助金交付確定書の交付について</p> <p>事業メニューのうち、「園芸生産関係団体事業費助成」では、静岡県野菜振興協会と静岡県花卉園芸組合連合会の2つの組織に対して補助金を交付しているが、この両組織に対して補助金交付確定通知書が交付されていなかったことを検出した。</p> <p>交付要綱には、補助事業者は補助金交付確定通知書を受領した日から10日を経過した日までに請求書を提出することになっており、必要な手続が漏れていたことになる。今後は交付要綱に従い、確実に適正な事務処理を行うことが求められる。</p>	P134	措置完了	<p>補助金交付確定通知書未交付の2団体（静岡県野菜振興協会、静岡県花卉園芸組合連合会）に対し、令和4年10月に、補助金交付確定通知書を交付した。</p> <p>併せて、必要な事務手続を記載した補助事業事務スケジュール表を作成し、スケジュール表に基づく事務手続の管理を開始した。</p>	令和4年 10月	農 芸 振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p>②実績報告の確認作業について</p> <p>当事業は、12の事業メニューから構成されており、事業メニューごとに担当課、担当者が分かれています。各担当者が助成先の団体から実績報告の内容を検証している。</p> <p>事業メニューによって助成額の規模や複雑性に違いはあるが、基本的に実績報告の内容を検証するポイントは共通していることから、業務品質の均質化や担当者交替時の業務引継の効率化を図る意味で、当事業で標準的なチェックリストを作成・共有した上で、事業メニューごとに特有の留意点なども加味するような取組を提案する。</p>	P134	措置完了	令和5年6月に、「農業関係団体活動助成」の補助金交付事務手続上の標準的なチェックリストを作成・共有し、各事業メニューごとに活用を開始した。	令和5年6月	農業戦略課 ・ 農業ビジネス課 ・ 食との振興課 ・ 農芸振興課
<b>B-23 先端農業プロジェクト推進事業費</b>						
意見	<p>①AOI機構の自主財源確保の強化について</p> <p>AOI機構やAOIプロジェクトの活動を今後も安定的に持続させていくためには、AOI機構が県からの補助金に依存している状況から、自主財源を確保し、経営的に自立している状態にあることが望ましい。</p> <p>担当課も、有料でのコンサルティング事業や、知的財産の県持分の譲渡を認めるなど、自主財源確保に向けた取組は行っているが、中長期的な自主財源確保強化に向けた具体的な目標や計画は作成されていない。</p> <p>現在の状況からいきなり経営の自立化・自走化を目指すというのは、あまりにも飛躍しすぎてしまっているかもしれないが、今後、自主財源確保強化に向けた具体的な目標や計画を策定し、実績を積み上げていくことが重要ではないかと考える。</p>	P145	措置困難	<p>AOI機構が、高品質な独自のサービス提供によって自主財源を確保する取組は、AOIプロジェクトの更なる展開を図る上で重要と考えるが、情報の収集・分析・提供、農業関連産業への参入を検討する事業者からの無料相談や、人材育成に関する事業、AOIプロジェクトの広報活動など、直接的な収益につながらない取組も多く、今後も県が財政的に支援する必要がある。</p> <p>AOI機構における自主財源の確保には引き続き努めていくが、具体的な目標や計画の策定は困難である。</p>	令和5年5月	農業戦略課 (先端農業推進室)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-25 小中学校花いっぱい提供事業費</b>						
意見	<p>①事業のあり方について</p> <p>当事業は、コロナウイルス感染症の拡大によって消費が減退した花の生産者・販売者の支援と、将来の消費層の拡大を目的に県内全ての小中学校（802校）に対して、花の配付を計画し、528校（延べ817校）に花が配付された。</p> <p>より直接的で経済的な事業の企画、現場の需要を精査した予算計上方法、事業実施上のコスト意識など、当事業のあり方、進め方について、特に、費用対効果、お金の有効な使い方という点について、反省や見直すべき点があったように思える。</p> <p>当事業は、令和3年度の単発事業で改善措置を図る余地がないが、令和4年度には、国からの「地方創生推進交付金」を財源に小学校向けの花育スクールを中心にした企画に形を変えて取り組んでいる。企画者である担当課には、教師というフィルターを介して対象者である子供たちに教育機会が届くか、届かないのかの差が生まれること、予算には表れない現場の手間（＝人件費）がどれだけかかるのか、希望が出ない学校にこそ当事業に対する評価が現れることなどを意識して事業を進めていただきたい。</p>	P154 ～ 156	措 置 対 中	<p>児童・生徒らを対象とした花育は、花きの消費に直接的にはつながりにくいですが、将来の消費者を育成する上で重要な取組と考え、令和4年度からは、アレンジメント作成出前講座を中心とした後継事業に取り組んでいる。</p> <p>令和4年度事業では、事業効果を実施校以外にも波及させるため、各学校での取組の様子をSNSで発信した。令和5年度事業の実施に当たっても、事後の家庭での花の利用につながるよう講座の実施内容を見直すなど、事業の効果を高めることを意識して進めていく。</p> <p>令和5年度事業の募集では、担当課から直接、学校に希望調査をかけたリ、調査票を簡略化するなど、教育委員会や学校の手間が減るよう募集方法を見直すとともに、講座終了後の後片付けなど、学校の負担を意識して、講座の実施方法を検討する。</p> <p>併せて、より多くの学校に希望していただけるよう、募集時に、これまで実施した学校や生徒の感想を紹介するなど、事業の進め方を見直す。</p>	令和6年 3月	農 芸 振興課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-28 駿河湾深層水総合利用促進事業費</b>						
意見	<p>①送水ポンプの修繕計画の策定について</p> <p>1日1系統当たり1,000tの海洋深層水が取水され、約半分が県の水産利用施設(=研究施設)、残り半分が焼津市の脱塩施設や漁協、民間の事業会社等に利用されている。利用者は海洋深層水を脱塩水の製造、水産物の洗浄や保冷、水産加工などの日常の営業活動に利用しており、水道水と同じように安定的に供給することが強く期待されるが、取水供給施設にある送水ポンプの老朽化が進んでいる。現在、2系統のうち397m</p> <p>P167</p> <p>深層水系統においては、3つあるポンプのうち、1つは停止中だったものを令和4年度に取替工事をして運転中であるが、残りの2つは不調という状況にある。</p> <p>担当課では、この数年、ポンプの修繕予算を見積もってはいるものの、現実には突発的な他の修繕等に回されていて、計画的にポンプが修繕できていない状況にある。まずは、ポンプの具体的な修繕計画を策定して、計画的にポンプの修繕を予算化し、実行するべきである。</p>	P167	検討中	<p>令和4年度時点で不調となっていた397m深層水送水ポンプ2基のうち1基について、令和5年5月現在、修繕工事実施の準備を進めている。工事が完了すれば正常に稼働するポンプが2基となり、当面の間は、深層水の安定的な供給に寄与すると期待できる。</p> <p>修繕計画の策定については、予算協議時に実施する方向で調整していく。</p>	令和5年 12月	水産 振興課
<b>B-29 水産業振興資金利子補給金</b>						
意見	<p>①利子額の検証手続の見直しについて</p> <p>県から信漁連への利子補給の交付額の確定に当たり、信漁連の計算データと担当課の計算データを照合し、その時に差異の補正作業が行われている。利子補給は、当年度に融資が実行されたものだけでなく、過年度に融資が行われているものも対象になるので、毎回600件を超えるデータを照合することになるが、特に、新規案件や条件変更を行った案件については差異が生じやすい。</p> <p>担当課の管理ファイルを見る</p>	P171, 172	措置 対応中	<p>「信漁連のデータをエクセルファイルに変換して、承認番号をキーに自動照合」できるようなシステム改修等については、新たな費用が発生することから、できるだけ費用のかからない方法で改善を進める方針である。</p> <p>具体的には、新規貸付データと条件変更データについては特に差異が生じやすいことから、それらについて重点的に事前</p>	令和6年 3月	水産 振興課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	と、信漁連のデータと県側のデータの両方に細かくチェックの証跡があり、手作業で照合が丹念に行われたことが確認できる。差異が生じている案件を見つけるための照合作業については民間のシステム会社に相談して、信漁連のデータをエクセルファイルに変換して、承認番号をキーに自動照合できるような方法を検討してもいいのではないかとと思われる。			に照合を進めることで計算データの正確性を上げ、事務の軽減につなげていく。		
意見	②バックアップデータの保存方法の見直しについて 担当課では、漁業近代化資金以外のメニューに関するエクセルファイルを課内の2つのハードディスクに保存しているが、地震などで入室ができなくなった場合にはあまり意味がない状態にある。 利子の計算データは再生が難しく、バックアップデータを確実に残すように保存方法について見直しをすべきである。	P172	措置 対応中	利子の計算データのバックアップについて、課内の共有ハードディスクだけでなく、電子県庁課が管理している「統合管理サーバー」に保存することで、確実に残していく。 「統合管理サーバー」に保存するにあたっては、どのようなフォルダ構成、どのようなタイミングで保存するかなどの課題を順次検討・解決していく。	令和6年 3月	水産 振興課
<b>B-31 水産イノベーション推進事業費助成</b>						
指摘	①補助金交付要綱の記載について 補助金の交付要綱では、補助率(額)は1団体当たり1,000千円を限度とされている。一方で、実務上この限度額は申請案件(事業案件)ごとの適用となっており、複数の申請を合算すると1,000千円を超えて交付を受けている団体が見受けられた。 この点については、申請者の誤解を防ぐためにも、申請開始時の周知や要綱の書き換え等の対応が必要になると考える。	P182	措置 完了	要綱別表の補助率(額)の記載を、「事業1件につき、1企業又は1個人当たり500千円、1団体当たり1,000千円を限度とする。」に改正し、申請案件ごとの適用であることを明確化した。	令和5年 3月	水産 振興課
意見	②事業の有効性の確認について 「水産イノベーション対策支援推進事業費補助金交付要綱」には、補助金を交付された漁業者等に対して、一定期間の状況報告を求めるような規定は設けられておらず、「同事業実施要領」の「第	P182, 183	検討中	令和6年度以降の支援制度の創設に向けて、補助事業実施者への取組状況の照会と併せて、本制度の使い勝手、見直すべき点、希望する補助内容等について調査・検討を	令和5年 12月	水産 振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>7 取組目標達成に向けた支援」において、「静岡県漁業協同組合連合会又は県から、補助事業年度終了後の水産業者等の取組状況について照会があった場合は、当該照会に対し回答するものとする」と規定するに留まっている。</p> <p>担当課は県漁連から補助事業終了後の取組状況に関する記録を入手し、顕著な成果のあった一部の取組については水産業者等へのヒアリングを行っているものの、その他の取組については精査している形跡は見られなかった。担当課へのヒアリングの結果、必ずしも要綱で補助事業終了後5年間の報告を求めるなどの規定にする必要性はないようにも思われる。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症関連持続化給付金の不正受給問題や焼津漁協での不正事件を考えると、県税が使われる以上、特定の業界内部での信頼関係という視点よりも、外部の県民からどのように見えるか、という視点を重視して、要綱における報告義務や、県と県漁連の事後確認手続については、他の事業とのバランスを図る必要があると考える。</p> <p>当事業については、現状、令和5年度までとされているが、令和6年度以降も別の形で漁業者に対する支援を行う可能性があれば、有効性の事業評価と併せて、現行制度の使い勝手、見直すべき点などを関係者に確認する調査も行うことを提案したい。</p>		行う。			
<b>B-32 商工業関係団体事業費助成</b>						
指摘	<p>①交付金額の根拠資料の作成・保存について</p> <p>地域産業課所管の静岡県建具工業組合に対する補助金は、経費区分の内容で当事業ともう1つ別の事業があり合算して交付しているが、令和3年度の実績報告において計画の変更がされているにもかかわらず、それぞれの交付額の計</p>	P188, 189	措置完了	静岡県建具工業組合に対する補助金は、「展示会、見本市及び建具の振興事業」と「新商品・新技術展示・普及事業」の2つの事業があるが、補助金交付要綱上の経費区分が分かれていなかったため、令和5年3月に補	令和5年 3月	地域産業課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>算の見直しをどのように行ったかを示す資料が確認できなかった。</p> <p>2つの事業への交付額はそれぞれ少額であり、2つの事業があること自体が事務手続上の非効率に思えるが、事業が別である以上は、2つの事業の交付額の計算根拠を明確に残す必要がある。</p>			<p>助金交付要綱の改正を行い、事業ごとに経費区分を明確にした。</p> <p>以後、新要綱に基づき、経費区分ごとに根拠資料を作成の上、処理している。</p>		
意見	<p>②交付申請・実績報告のチェックリストの活用について</p> <p>当事業は県が商工団体に対して活動資金の一部を補助する事業メニューを1つの事業としての枠に集約しているもので、11件の交付先ごとに担当者が分かれている。担当者が行っている事務手続は、ほぼ同じであるが、3つの所管課にまたがり、それぞれの事業メニューには互換性や関連性がないため、簿冊のまとめ方などについては個性が見られる。</p> <p>11件の交付先別の簿冊のうち、商工振興課が所管する「静岡県ニュービジネス協議会事業費助成」については、交付申請書と実績報告書に対してチェックリストを作成され、どのような項目・事項をチェックし、その結果がどうであったのかが明確に分かるようになっていた。このような記録は、チェック漏れの防止、担当者交替時の引継ぎ、上席者による確認作業の効率化といった点で有効であり、同一事業内で共有すべきであると考えます。</p>	P189	措置完了	<p>他の商工団体を所管する経営支援課、地域産業課にチェックリストを共有した。</p>	令和5年 3月	商工 振興課
	措置完了		<p>商工振興課のチェックリストを参考にし、それぞれの補助金交付要綱に合わせたチェックリストを作成した。</p>	令和5年 6月	経営 支援課	

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課						
区分	内容											
意見	<p>③計画変更承認手続の厳格化について</p> <p>当事業の補助金については、いずれも事業計画に20%以上の変更が生じる場合には、交付先が県知事に対して計画変更承認の申請をする必要がある。令和3年度には、交付確定までには必要な手続を行ってはいしたが、下記の2件のエラー事項があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工会議所連合会</td> <td>交付先から計画変更承認申請が県担当課の共有アドレス宛にメールで送られてきていたが、担当者がこれに気付かず、約5か月間放置されていた。一義的には、県担当者のミスであるが、提出した交付先も承認の連絡がないにもかかわらず、長期間放置していたことにも問題がある。</td> </tr> <tr> <td>静岡県建具工業組合</td> <td>3月に県担当者が電話で計画に大きな変更がないことを確認したにもかかわらず、交付先から実績報告が提出された段階で計画変更承認申請が必要であることが判明した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>この2件からは、共通して、継続的にほぼ同類の補助金が交付されていることで、交付する側も受け取る側も、補助金を交付・受領するのが当たり前のような感覚になっているのではないかと、という印象を受ける。県と交付先が、それぞれ緊張感をもって手続を行う意味でも、問題のあった交付先については、補助金交付額を減らすなどの計画変更承認申請手続の厳格化を検討すべきではないかと考える。</p>	交付先	内容	商工会議所連合会	交付先から計画変更承認申請が県担当課の共有アドレス宛にメールで送られてきていたが、担当者がこれに気付かず、約5か月間放置されていた。一義的には、県担当者のミスであるが、提出した交付先も承認の連絡がないにもかかわらず、長期間放置していたことにも問題がある。	静岡県建具工業組合	3月に県担当者が電話で計画に大きな変更がないことを確認したにもかかわらず、交付先から実績報告が提出された段階で計画変更承認申請が必要であることが判明した。	P189, 190	措置完了	<p>補助事業の事業内容に変更がある場合は、交付先団体が県に変更承認の申請を行う必要があるが、適切な執行を促すため、県から変更の有無について事前に確認を行っている。</p> <p>申請手続きの厳格化がミス防止に繋がるかは不明であるため、実効性のある対策として、事前確認の際に、口頭の確認のみではなく、その時点の実績額と今後の執行見込額を提出してもらい、相互に確認することとした。</p>	令和5年 2月	地 域 産業課
	交付先	内容										
	商工会議所連合会	交付先から計画変更承認申請が県担当課の共有アドレス宛にメールで送られてきていたが、担当者がこれに気付かず、約5か月間放置されていた。一義的には、県担当者のミスであるが、提出した交付先も承認の連絡がないにもかかわらず、長期間放置していたことにも問題がある。										
	静岡県建具工業組合	3月に県担当者が電話で計画に大きな変更がないことを確認したにもかかわらず、交付先から実績報告が提出された段階で計画変更承認申請が必要であることが判明した。										
措置完了	課の共有アドレス宛でのメールについては、令和3年度までは、誰が処理（対応）しているか分からない状態となっていたことが、約5か月間放置されることの原因と考えられる。令和4年度からは、届いたメールの件名の前に担当者の名前を記入するようにし、処理漏れが起こらないようにしている。	令和4年 8月	経 営 支援課									
措置完了	この補助金に関して当該課が関係する3団体に対して、事業内容の変更（軽微な変更を除く）や事業を中止する場合は、あらかじめ県と相談の上で変更承認申請書を提出すること、変更承認申請書を提出後、2週間経過しても県から何も連絡がない場合には、県に処理状況を確認することを依頼した。	令和5年 6月	経 営 支援課									

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-33 静岡発ベンチャー発掘・育成事業費</b>						
意見	<p>①大学発ベンチャーに対する中間検査の実施内容・結果の見える化について</p> <p>担当課は、大学発ベンチャーに対する補助金について自主的に中間検査を行っている。担当課保管のファイルには、中間報告書内の収支計算書にチェックマークが細かく付されており、内容の検証が行われた形跡が確認できるが、ファイルされている収支計算書は確定版であり、おそらく、担当課による指導によって修正が行われた結果のものであり、担当者が、具体的にどのような点をチェックし、何を指導・修正させたのか、という記録は確認できなかった。</p> <p>大学発ベンチャーは、経理処理などの管理面が弱くミスが起きやすいことや、担当課も数年おきに担当者が交替することを考えると、チェックリストの活用や修正前の収支計算書に赤ペン（修正）を入れたものをファイルに残すような見直しを検討すべきである。</p>	P196	措置完了	過去に行った指導・修正事項をもとにチェックリストを作成し、補助事業者に配付したほか、県担当者による実績報告確認時に活用した。	令和5年 4月	産業イノベーション推進課
<b>B-34 地域創業支援事業費助成</b>						
意見	<p>①起業家への支援金の審査基準の見直しについて</p> <p>当事業では、2段階の審査を経て、交付が決定されたにもかかわらず、辞退しているケースが42件中5件あり、決定額ベースで1割以上減少している状況になっている。</p> <p>この5件の辞退理由については、開業予定地が使用できなくなったものが2件、開業予定地の変更で期間内の実行ができなくなったものが1件、就労先の副業許可に時間がかかり期間内の実行ができなくなったものが1件、従業員の確保が困難で開業が遅れたものが1件という内訳であるが、審査において今まで以上に事業計画の実行可能性を見極めていくことが</p>	P200, 201	措置対応中	<p>アについて、これまでの辞退者の事例を分析し、開業準備で失敗しやすい要因を整理する。</p> <p>イについて、上記アの情報を審査委員にも提供し、審査会における留意事項とする。</p>	令和5年 9月	産業イノベーション推進課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>重要である。そのためには、例えば、次のような取組を検討すべきではないかと考える。</p> <p>ア. これまでの辞退者の事例を分析し、開業準備で失敗しやすい要因を整理する（令和3年度の事例を見る限り、場所と人の確保に失敗しているケースが多いように思われる）</p> <p>イ. 上記アの情報を審査委員にも提供し、書面審査や面談時における留意事項とする。</p>					
意見	<p>②起業家の偏りの確認について</p> <p>当事業の起業家への支援金は、起業家に支援金だけを交付するだけではなく、市町の支援サポートも併せて行われることを想定している制度である。そのため、起業家が財団に申請をする際には、市町の意見書も添える必要があり、市町の創業支援担当者が事業計画を事前に確認・指導した上で、申請が行われる仕組みになっている。また、当事業で市町の創業支援担当者に対して研修やセミナーが行われるのも市町の創業支援力を高める狙いがある。</p> <p>このような事業の狙いを考えると、担当課としては、財団に対して市町ごとの申請件数や採択率についても目を配り、申請が少ない市町に対しては積極的なサポートを行うなどの対応を求めることも必要だと思われる。</p> <p>この点について、担当課では、これまで市町別の申請件数や採択率を把握していなかったもので、今回の監査の中で、令和元年度の事業開始以降の実績を集計した結果、申請件数が経済規模や人口に比べて著しく低い市町などは確認されなかった。今後は、申請件数や採択率の集計や分析を財団が行い、担当課はその状況をモニタリングするような取組を継続していくことが望ましい。</p>	P201	措置完了	申請件数や採択率の集計や分析を財団へ依頼し、担当課として、状況のモニタリングを開始、継続する。	令和5年 5月	産業イノベーション推進課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-35 中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成</b>						
意見	<p>①補助事業者の採択基準の設定等に関するノウハウの共有について 当事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で売上高が減少している事業者に対して事業転換等の後押しをするための事業であるため、一定の要件を満たせば、できるだけ広く採択をしていくという姿勢が基本になっている。</p> <p>また、コロナの影響が未知数な中、事業を開始した令和2年度から県内事業者に対して適切に支援するため、事業の内容や経費の範囲を見直すなど弾力的に対応しているが、採択されたにもかかわらず資金不足などで辞退をしたり、実際に事業を行ったものの、期間内に完了しないために、補助金が交付されなかったケースも少なくない。これらのケースの全てとは言わないが、事業者の中には、形式を揃えて安易に申請しているケースも含まれているように思われる。</p> <p>令和3年度から現在進行中の4年度にかけても、安易な申請や不正受給を排除するために要件を厳格化する方向の見直しが行われ、担当課は、新旧比較表(考え方も記載)を作成している。この新旧比較表は、補助事業者の採択基準の設定等に関するノウハウであり、経済産業部内で共有し、今後、新型コロナウイルス以外にも災害で被害を受けた事業者等を支援する場合などにも応用していくべきではないかと思われる。</p>	P205	措置完了	政策管理局と連携し、中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成で作成した比較表を、当事業と同様に事業者を幅広く支援することを目的とした補助制度が創設された場合には、経済産業部内の補助金担当局に共有していく。	令和5年 6月	商工 振興課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>B-40 産業成長促進費助成</b>						
意見	<p>①制度の周知について</p> <p>制度が開始された平成27年度から令和3年度までの7年間で利用した事業者は、15社で延べ34件である。このうち、複数回利用した事業者が8社を占めており、5回利用した事業者も3社ある。</p> <p>本制度は、県内産業の成長に資する設備投資を行う大企業・中堅企業を対象とした融資に対して行われるものであるため、中小企業者向けとは異なり、そもそもの対象者は多くはない。しかし、7年間で15社の利用は決して多いとは言えず、利用者に偏りも生じている。制度を上手く活用して複数回利用している事業者がいる一方で、制度そのものを知らない事業者が一定数いるのではないかとと思われる。</p> <p>県は、「県制度融資等のご案内」というパンフレットを取扱金融機関に配布をしており、本制度についてもパンフレット内に記載され、紹介がされている。しかし、当該パンフレットは中小企業者を対象とした融資制度の紹介がメインであり、大企業・中堅企業を対象とした周知に向いているとは言えない。</p> <p>本制度を含めた大企業・中堅企業向けの助成メニューに特化した案内資料を作成し、対象企業にダイレクトメール（DM）などを送る等の方法で、周知する方法をとることも検討すべきではないかと考える。</p>	P222, 223	措 置 対 応 中	大企業・中堅企業に対する効果的な情報提供方法について、検討している。	令和6年 2月	商 工 金融課
<b>B-47 中小企業等専門家派遣事業費</b>						
意見	<p>①（公財）静岡県産業振興財団の専門家派遣のあり方について</p> <p>実際には秋に専門家を派遣してもらおうと思っているのに、枠取りのために春に申し込みをして秋まで実行していないような事業者が散見される。このようなやり方</p>	P252	措 置 完 了	派遣決定後、2か月を超えても実際の派遣が行われない場合には、原則、派遣決定の取り消しを行い、枠取り防止を図る。また、専門家から派遣実施ごとに提出される	令和5年 5月	経 営 支援課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>は、本当に春に相談したいと思っている他の事業者の相談機会を奪うことになり、不適切行為として排除していく必要がある。</p> <p>申込日から一定の日数を超えても実際の派遣が行われていない申請を機械的に抽出して事業者を確認をしたり、経過日数が例えば半年を超えるようなケースは機械的に無効にしたりするような運用を検討すべきである。</p>			<p>報告書には、次回以降の派遣計画の記載を徹底させ、派遣状況の管理を強化する。</p>		
<b>B-49 住んでよし しずおか木の家推進事業費助成</b>						
意見	<p>①実績報告のチェック項目の見える化について</p> <p>担当課は、交付申請・実績内容の書類審査と年度末の事業完了確認調査という2段階のチェックを行っている。前者は、補助金交付金が正しく行われているかどうかの実質的な内容を検証し、後者は最終的な書類の整理状況や整合性の最終検証になっている。</p> <p>このうち、後者の年度末の事業完了確認調査については、復命書に事業実施内訳書（＝補助金交付リスト）が添付され、連合会の物件別リストとの照合結果がチェックマークとして残されているが、調査対象の抽出数（サンプル数）やどのような案件を抽出したのか、どのような項目をチェックしたのか、という確認の手続の内容や結果の説明が十分ではなかった。</p> <p>最終確認ということで、その作業自体の形跡を残すことに重きを置いていなかったためであるが、せつかくチェックをしているのであれば、実施したことを簡潔かつ明確に記録した方が望ましい。</p> <p>事業実施内訳書（＝補助金交付リスト）の記載項目と連合会の物件別リストの何（項目）を照合して、特にどのような点について物件別リストの正確性を検証すべきなのかをまとめたチェックリストを作成し、チェックリストに実施</p>	P259	措置完了	<p>令和4年度においては、事業実施内訳書と物件別リストの照合すべき項目と、項目毎の検証すべきポイントを整理した「補助事業完了確認調査チェックリスト」を作成して確認調査を実施し、復命書に添付した。</p>	令和5年 3月	林業 振興課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	した結果を記録し、復命書と事業実施内訳書の間に残すような見直しを検討すべきである。					
<b>B-50 間伐材搬出奨励事業費助成</b>						
意見	<p>①予算策定の見直しについて</p> <p>担当課は、当事業の予算策定上、本庁と農林事務所との往復に係る旅費として、7つの農林事務所それぞれについて、2人で13回の往復を見込み、743千円を計上していたが、決算額は50千円に留まっている。</p> <p>コロナウイルス感染症拡大によって行き来する回数が少なくなった影響もあると思われるが、そもそも、旅費が発生する実態として、本庁と農林事務所との間の職員の移動は、当事業単独で行われることはほとんどなく、複数の事業に絡めて行われることが多い。そのため、上記の決算額も複数の事業で共通的に発生した費用のうちの一部を当事業に配賦した結果にすぎない。</p> <p>当事業は補助金交付事業で、一定割合の事務費を枠として予算化しているのが実態とは言え、予算上の積算と実績額との乖離が大きすぎる。予算の見積もり方法を実態に即したものに直すべきである。</p>	P264	措置完了	当事業の旅費については、現地検査や県庁への出張で想定される回数を基に、予算額の見直しを行った。	令和5年 3月	森 林 整備課
<b>B-53 地域企業人材確保事業費</b>						
意見	<p>①ホームページのアクセス数の確認について</p> <p>「しずおか人材確保サポートデスク」の活動状況について、担当課ではコーディネーターが支援した企業数やマッチングサイトへの掲載求人数に注視しているが、マッチングサイトへのアクセス数については確認していない。</p> <p>マッチングサイトへの掲載求人数の確認は企業への働きかけがどれだけでできているのかを評価する意味で重要であるが、このマッ</p>	P277	措 置 対 応 中	令和5年度において、マッチングサイトの再構築を実施することとしている。再構築により、これまで把握できていなかったマッチングサイトの活用状況（求人への応募件数、流入経路等）が解析可能となることで、事業効果を高めることが期待できる。	令和5年 8月	労 働 用 政 策 課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>ングサイトがどれだけ見られているのかを確認し、アクセス数が低調であれば、内容の見直しを検討することも必要ではないかと考える。</p>			<p>状況については、掲載求人数による効果測定を継続していく。</p>		
意見	<p>②静岡U・Iターン就職サポートセンターの学生の登録勧誘方法について</p> <p>担当課は、静岡県出身者の多い全国の大学約250校に、静岡U・Iターン就職サポートセンターに関連する紙媒体の郵送と電子媒体の配付を行っているが、新規登録者（学生）の実績を見ると、あまり当事者たちの目には届いていないように思われる。県から発信された情報が学生に届くまでには、大学の取組状況や学生自身の自発的な情報収集姿勢に委ねられることから、できるだけ県から学生たちに直接的に就職サポートセンターの案内が届くような体制が構築されるのが望ましい。また、県外に出てしまった後から就職サポートセンターの案内をするのではなく、県内にいる間、つまり、高校卒業前に数年後の就職活動のために登録しておくことを勧めた方が効果的である。</p> <p>この点、県では当事業以外に「ふるさととつながる『ふじのくにパスポート』事業費」の事業メニューとして、高校卒業時に「ふじのくにパスポート」（カード）とチラシを生徒に配付する取組を行っている。「ふじのくにパスポート」のチラシに就職サポートセンターへの登録の案内も併記し、高校卒業時に「ふじのくにパスポート」のLINE・メルマガ登録と併せて、就職サポートセンターへの登録もしておくことを促すような働きかけは現実的かつ効率的な方法として検討できるのではないかと考える。</p>	P277, 278	措置 対応中	<p>高校卒業時に配付する「ふじのくにパスポート」のチラシに、静岡U・Iターン就職サポートセンターに関する情報を盛り込むこととし、早期からの利用登録を促していく。</p>	令和6年 1月	労働 雇用 政策課